令和6年度ひょうご保育料軽減事業（認可外事業所内保育所）対象者確認フロー

A：→
B：- - →

子どもの住所は兵庫県内にある
A：はい　B：いいえ

→ 兵庫県外に住んでいる子どもは対象外です

↓

対象施設（県内にある認可外の事業所内保育施設、企業主導型保育事業）をR6.4～R7.3の間に
A：利用している（いた）　B：利用していない
※一時預かりなど定期的ではない利用や、認可保育所等と併用している場合はBへ

→ 対象外です
※認可保育所等を併用している子どもは　認可保育所等利用分が対象になります。（申請方法等は、市町の保育担当課へお問い合わせください）

↓

対象施設を利用している子どもの生年月日は、令和3(2021)年4月2日以降だ
A：はい　B：いいえ

→ 3歳児クラス以上の子どもは対象外です

↓

令和5年度の住民税は
A：課税されている　B：課税されていない
（所得割額・均等割額とも0円）

→ 令和6年4月～令和6年8月の利用分は幼児教育・保育無償化の対象になるため対象外です。
令和6年9月～令和7年3月も利用している場合

住民税が課税されているか、市民税・町民税の所得割額などの確認方法はこちら

↓

令和6年度の住民税は
A：課税されている　B：課税されていない
（所得割額・均等割額とも0円）

→ 利用している施設は、令和6年10月以降は無償化の対象ではない
A：はい　B：いいえ
（企業主導型保育事業はBへ）

→ 令和6年9月～令和7年3月の利用分は幼児教育・保育無償化の対象になるため対象外です。
令和6年4月～令和6年8月に利用していて令和5年度の住民税が課税されている場合

↓

保護者の市民税または町民税所得割額の合計
対象施設利用子どもが第1子　：　57,700円
〃　第2子以降：155,500円
A：未満　B：以上

→ ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯に
A：該当する　B：該当しない

↓

保護者の市民税または町民税所得割額の合計
対象施設利用子どもが第1子　：　77,101円
〃　第2子以降：169,900円
A：未満　B：以上

→ 令和5年度所得制限超え
→令和6年4月～8月利用分 対象外
令和6年度所得制限超え
→令和6年9月～令和7年3月利用分 対象外
となります
※令和5年度・令和6年度とも所得制限を超えている場合は申請できません

↓

毎月の保育料は
A：5,000円以上　B：5,000円未満

→ 対象外です
※途中入園した月の保育料が日割り計算で5,000円未満になる場合などは、その月のみ対象外

↓

対象者です。
申請書などの必要書類を、利用している施設に提出してください